



◇ 消費生活相談員、行政職員、弁護士、司法書士、検討委員、会員の皆様 ◇

# 平成28年度 「ネットとうほく消費者被害事例ラボ\*」のご案内 ～ 知っておきたい最新判例・差止事例など～

日々の業務にも役立つ最新の消費者被害判例を知りたい。そんな思いに応えるための学習会として、特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく（略称「ネットとうほく」）では、平成27年に標記ラボ（略称「消ラボ」）をはじめました。これまで、のべ131名に参加いただき、検討委員の学識者・弁護士等を講師に、冠婚葬祭互助会や有料老人ホームに関するトラブルについて意見を交わしてきました。

ネットとうほくでは、有意義な時間を得られる消ラボを、平成28年度も開催致します。最新の消費者被害事例・消費者関係法規（消費者契約法・特定商取引法・景品表示法 etc）などについて、学識者が、昨今の消費者事案を題材にして報告・提供し、質疑・議論検討を行います。平成28年度は以下の各先生方にご報告いただく予定です。

各方面の専門家が参集し、消費者関連の最新情報や判例について解説いただき、話し合う機会は滅多にありません。皆様の日常のお仕事や知識習得に必ず役立つと思いますので、皆様お誘いいただき、是非ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

\*「ラボ」は「ラボラトリー（研究所）」の意味

- 開催時間：18時30分から20時30分まで(予定)
  - 場 所：弁護士会館 3階301(第5回(1月12日)のみ4階会議室)
  - 対象者：学識者、弁護士、司法書士、消費生活相談員、行政職員、ネットとうほく会員
  - 会 費：無料
  - 定 員：40名
  - 内 容：(一回のみの参加も可能です)
- |                      |                |     |  |
|----------------------|----------------|-----|--|
| ・第1回                 | 平成28年 5月12日(木) | 講 師 | 山崎暁彦(福島大学准教授)                              |
|                      |                | テーマ | 「震災関連の借上げ住宅からの<br>退去トラブルについて」              |
| ・第2回                 | 平成28年 7月 7日(木) | 講 師 | 小笠原奈菜(山形大学准教授)                             |
|                      |                | テーマ | 「FX等のネットを通じた金融取引<br>(システム障害に関する免責条項など)」    |
| ↑ 当初の予定と日程が変更になっています |                |     |  |
| ・第3回                 | 平成28年 9月 8日(木) | 講 師 | 丸山愛博(青森中央学院大学准教授)                          |
|                      |                | テーマ | 「民法改正が消費者問題に与える影響<br>(債務不履行の考え方の転換・約款規制等)」 |
| ・第4回                 | 平成28年11月10日(木) | 講 師 | 窪幸治(岩手県立大学准教授)                             |
|                      |                | テーマ | 「複雑化する契約問題<br>(契約構造・継続性の視点から)」             |
| ・第5回                 | 平成29年 1月12日(木) | 講 師 | 中里真(福島大学准教授)                               |
|                      |                | テーマ | 「民泊に関する諸問題について」                            |
| ・第6回                 | 平成29年 3月 9日(木) | 講 師 | 羽田さゆり(東北学院大学講師)                            |
|                      |                | テーマ | 「美容医療に関する消費者問題<br>特商法改正を踏まえて」              |

※日程・場所が変更になる場合もありますので、当法人のHPでご確認ください。

消費者市民ネットとうほくHP <http://www.shiminnet-tohoku.com/index.html>

◇申込先

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく

★申込は裏面の用紙をご利用ください★

# 「ネットとうほく」とは

適格消費者団体として認定されることを目指して2014年に設立された特定非営利活動法人です。消費者の「安全・安心な生活を送る権利」が守られる社会の実現に向けて活動をしています。

消費者被害の未然若しくは拡大防止及び救済のため、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互補助を図り、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、是正申入れ等の活動によって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の確立に寄与することを目的にしています。

昨年から検討委員会活動を開始し、情報提供があった事案について申入れを行い、広告が改正されるなど実績が見えてきました。引き続き、通信会社や不動産管理会社、冠婚葬祭互助会、有料老人ホームなどに対しての申入れを行なっています。

平成28年3月28日

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡 和弘

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F  
TEL:022-727-9123 FAX:022-276-5160

## 申込書

ネットとうほく事務局宛

FAXまたはEメールでお申し込みください

■FAX : 022-276-5160 Eメール : [sn.mshiminnet@todock.jp](mailto:sn.mshiminnet@todock.jp)

■申し込み締め切り 平成28年4月28日

氏名	所属
緊急連絡先	電話番号 — — アドレス
参加回 にチェック	<input type="checkbox"/> 6回すべてに参加 <input type="checkbox"/> 第1回参加 <input type="checkbox"/> 第2回参加 <input type="checkbox"/> 第3回参加 <input type="checkbox"/> 第4回参加 <input type="checkbox"/> 第5回参加 <input type="checkbox"/> 第6回参加 ※このラボでとりあげてほしいテーマ等があれば記載下さい

この申込書の個人情報は、当団体からの連絡のみに利用し、それ以外の目的に使用することはありません。